

地球温暖化対策実行計画推進事業

受付 番号		連絡先	委託担当 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素計画推進課  TEL 045-671-4884	担当者名 望月 ゆか
----------	--	-----	---	---------------

## 設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市地球温暖化対策実行計画等検討・作成業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画推進課
- 3 履 行 期 間  期間 契約決定した日から令和8年3月25日まで  
又 は 期 限  期限
- 4 契約の区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場 所 )
- 7 委 託 概 要 本業務では、サステナブルなグリーン社会の実現に向けて本市の地球温暖化対策を加速していくため、実行計画の改定に向けた検討及び新たな計画案の作成に係る業務等を行います。

# 内 訳 書

8 部分払  する  
 しない

## 部分払の基準

業務内容	履 行 予定月	単 位	数 量	単 価	金 額

委託代金額 ￥

内訳

業務価格 ￥

消費税相当額 ￥



内 訳 書

第1号 直接人件費						
名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 ア 基礎情報の収集・整理・分析						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 イ 本市施策・制度等の整理・分析						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 ウ 温室効果ガス削減対策・削減見込量・指標の検討						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 エ 市役所編に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量削減余地等の検討						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 オ パブリックコメントとりまとめ等支援						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						

# 内 訳 書

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
<b>(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 力 改定に係る事務手続き等支援</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
<b>小 計</b>						
<b>(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 キ 計画案の作成</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
<b>小 計</b>						
<b>(1) 地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討 ク プレゼン資料、概要版（パンフレット）原稿の作成</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
<b>小 計</b>						
<b>(2) 打合せ・協議</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
<b>小 計</b>						
<b>合計</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
<b>合 計</b>						

# 内 訳 書

第2号 直接経費						
名 称	形状・寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 印刷製本費 調査・検討資料、 審議会資料等		1	式			A4判、白黒 計 約2000P
2 旅費交通費		1	式			審議会、定例会議等
3 「地球温暖化対策実行計画の 改定に向けた検討」の報告書 製本		1	式			5冊
合 計						

# 横浜市地球温暖化対策実行計画等検討・作成業務委託仕様書

## 第1章 総則

(総則)

第1条 委託者、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局（以下「委託者」という。）が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、横浜市委託契約約款及び横浜市契約規則に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し、関係する法令を遵守し、これを履行しなければならない。

## 第2章 共通仕様

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託着手届出書 (2) 委託代金内訳書 (3) 管理技術者選定通知書（経歴書を含む） (4) 担当技術者選定通知書（経歴書を含む） (5) 委託組織表 (6) 業務実施計画書	契約締結後5日以内	各1部

(検査)

第3条 受託者は、業務委託が完了したとき（履行部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を担当職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務完了届出書	委託業務完了のとき	1部

(支払)

第4条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払いを請求することができる。

提出書類	提出期限	部数
請求書（口座振替通知書を含む）	完了検査合格後	1部

(守秘義務)

第5条 委託業務の履行で得た情報は、外部へ漏らし、また、持ち出してはならない。

(成果物の本市への帰属)

第6条 委託業務で得た成果物(資料・デジタルデータ等)の権利は、履行完了後、本市に帰属する。

(履行確認検査)

第7条 委託業務の履行を確認するための検査は、次のとおりとする。

- (1) 書類確認
- (2) 検査員が指示する事項

(個人情報の保護)

第8条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その情報を取り扱う前までに「個人情報取扱特記事項」第11条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。なお、「個人情報取扱特記事項」は、以下のwebサイトを参照のこと。

【参照URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(電子計算機処理等)

第9条 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、以下のwebサイトを参照のこと。

【参照URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

### 第3章 特記仕様

(実績を有する技術者の配置)

第10条 受託者は、委託業務を履行するにあたり選定する技術者は3名以上とし、そのうち、管理技術者1名、担当技術者1名については、次のいずれかの実績を持つ者を置くこと。

- (1) 国の「地球温暖化対策計画」の策定関係業務の担当実績
- (2) 国の「地方公共団体実行計画策定マニュアル(区域施策編または事務事業編)」の直近の改定関係業務の担当実績
- (3) 都道府県や政令指定都市の地方公共団体実行計画の策定・改定(平成31年度・令和元年度(2019年度)以降に検討されたものに限る)関係業務の担当実績

(履行期間)

第11条 履行期間は、契約決定した日から令和8年3月25日とする。



(業務の履行協議等)

第12条 受託者は、業務計画書を作成し委託者に提出するとともに、必要に応じて、本業務の進め方、方針などに関する協議を行う。なお、初回、中間及び最終報告時は管理技術者が立ち会うこと。また、疑義が生じた場合は両者の協議等により確認すること。

(打合せ等)

第13条 業務を施行するうえで、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時打合せ及び関係者等との調整を行い、打合せの際には、受託者が資料を作成・準備すること。なお、打ち合わせは月1回程度の実施を想定している。

また、関係者等との調整は、次のとおりとする。

- (1) 受託者に原則同席を求めることとする（オンラインでの同席可）。
- (2) 関係者等との調整時に使用する資料等、一部の資料については、履行期限前に提出を求めることがある。
- (3) 業務の実施にあたり、委託者と打ち合わせた結果を打合せ記録簿にとりまとめ、速やかに委託者の承諾を得ること。

(議事録の提出)

第14条 受託者は、協議等を行ったときには、議事録を作成し、委託者に遅滞なく提出すること。また、課題とその対応は時系列でリスト化し、委託者に遅滞なく提出すること。

(業務報告)

第15条 受託者は、業務の進捗状況や成果等について、委託者と協議の上決定した期日までに中間報告及び最終報告を行うこと。また、業務の進捗状況や成果等は、書面で報告すること。

(業務目的)

第16条 本市は令和5年1月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を改定し、2030年度の温室効果ガス排出50%削減（2013年度比）の達成、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業者の皆様様の行動変容を促すとともに、市役所の率先した取組や事業者等の皆様と連携した脱炭素イノベーションの創出など、様々な取組を進めている。

気象災害の激甚化・頻発化やエネルギー・食料問題等の深刻化により、気候変動が一層喫緊の課題となる中、国内外では、省エネや再エネの取組に加え、革新的な技術開発、循環型社会の実現に向けた取組なども進められている。国は、新たなエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を策定し、2035年度・2040年度の新たな温室効果ガス削減目標を掲げるとともに、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す施策を進めており、本市は、市域の排出削減を行うとともに、市内最大級の温室効果ガスを排出する事業者として、率先してさらなる削減に取り組む必要がある。

これらの背景等を踏まえ、本委託業務では、サステナブルなグリーン社会の実現に向けて本市の地球温暖化対策を加速していくため、国や海外の情報収集及び本市の施策等の整理・分析を行うとともに、温室効果ガス排出対策の検討等を行い、今後の取組方針と対策・施策の見直し及び実行計画の改

定に関する業務を行う。あわせて、従来、区域施策編と事務事業編（以下「市役所編」という。）として分割していた実行計画を1つにまとめ、市民・事業者等に対するパブリックコメント等の支援などの新たな計画案の作成に係る業務を行うことを目的とする。

（業務内容）

第17条 具体的な業務内容は、次のとおりである。

(1) 横浜市地球温暖化対策実行計画の改定に向けた検討

実行計画の改定に向けて実施する主な業務は、次のとおりとする。各業務の進め方については、業務全体及び各検討事項等についてのスケジュールを委託者に提示し、協議の上決定するものとする。原則として、国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に沿って行うこと。

ア 基礎情報の収集・整理・分析

本市の実行計画改定の背景や意義について、地球温暖化対策の推進に関する法律、地球温暖化対策計画、気候変動の影響への適応計画等を踏まえた情報収集及び整理を行う。また、脱炭素化や気候変動適応策に関する国内外の動向調査、国の計画・他都市の計画等との比較分析を行う。加えて、現在の実行計画の進捗状況について、本市の温室効果ガス排出量や各施策の進捗状況等から課題を分析し、改善策等を提案する。

イ 本市施策・制度等の整理・分析

実行計画を効果的に推進するため、横浜市中期計画や横浜市都市計画マスタープラン等の本市における関連計画と連動することを基本として、脱炭素に関する情報整理及び課題を分析する。その際、神奈川県地球温暖化対策計画の中で県内市町村との整合が必要なものがある場合は、整合に当たっての課題等を洗い出し、実行計画への掲載案を提示する。

ウ 温室効果ガス削減対策・削減見込量・指標の検討

2030、2035、2040年度等の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、委託者が提供する削減目標に係るデータ等を参考にして、削減に必要な対策の検討や削減見込量の推計、進捗管理を行うための指標（KPI）の検討を行うこと。検討にあたっては委託者の指示に従うこと。

エ 市役所編に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量削減余地等の検討

市役所の事務事業に関するエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減につながる新技術の提案、効果の推計を行うこと。また、新技術の実用化の見込みや導入可能時期などを年度ごとに整理し、市役所の2035、2040及び2050年度のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推計を行うこと。推計にあたっては、委託者が提供する市役所のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に関する資料や国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定マニュアル」を参照すること。

これらを行い、市役所編を統合できるよう計画全体の整合を取ること。

オ パブリックコメントとりまとめ等支援

パブリックコメントを実施するための資料（素案、概要版等）の作成を支援する。また、パブリックコメントの意見（約1,500件を想定）の集計、分析、回答案の作成等を行い、公開用報告書案を作成する。

カ 改定に係る事務手続き等支援

横浜市環境創造審議会等の検討用の資料作成（MS-Word、MS-PowerPoint等、2回分）、関係部会及び有識者意見交換会等の意見とりまとめ等を行う（部会等5回開催予定。意見の集約・分析等含む。会議室準備、謝礼支払い除く）。

なお、会議運営・参加については、オンライン会議の併用も多いため、委託者の指示により、この対応も行うこと。

キ 計画案の作成

検討内容や委託者の指示事項等を踏まえ、実行計画の内容を検討し、計画案を作成する。その際、計画全体をイメージできるような図を使ったり、ページ構成やデザインを工夫するなどして、わかりやすさを考慮した提案を行うこと。

ク プレゼン資料、概要版（パンフレット）原稿の作成

改定実行計画の概要説明資料（概要版（パンフレット））をパワーポイント（読み原稿案含む）で作成する。なお、本資料を本市ウェブサイト掲載資料とするため、作成に際しては、委託者と相談し専門用語の多用を避け、市民・事業者等にとってわかりやすく、デザイン性の高いものとなるよう留意すること。

また、前述の概要説明資料の英語版原稿を作成する（デザイン、翻訳を含む）。英語版はネイティブチェックも併せて行うこと。

コ その他、委託者が必要と判断した業務

(2) 実行計画改定のスケジュール（予定）

現時点では概ね次のスケジュールを予定しているが、今後も状況の変化等により、変更の可能性はある。

令和7年5～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的事項の調査・整理・検討</li> <li>・ 温室効果ガス削減対策・削減見込量・指標の検討</li> <li>・ 横浜市環境創造審議会での検討（審議会諮問・答申、部会等5回開催予定）</li> <li>・ 方向性の策定、市会への報告 等</li> </ul>
7～10月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素案策定</li> </ul>
11～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントとりまとめ及び関係する説明資料（パワーポイント）の作成 等</li> </ul>
令和8年1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行計画及び実行計画（概要版）等の作成 等</li> </ul>

(プレゼン資料及び報告書等の書式)

第 18 条 各種プレゼン資料は、原則として「Microsoft PowerPoint 2016」以上で作成すること。書式設定などの詳細については、委託者の指示に従うこと。また、報告書の作成にあたり、書式は原則として A4 縦型カラーとする。文書は「Microsoft Word 2016」以上で、図表などは「Microsoft Excel 2016」又は「Microsoft PowerPoint 2016」以上で作成すること。電子データは、先に示したソフトのバージョンで適正に使用できるファイル形式で記録すること。

用紙は、横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針の「(別記) 特定調達物品等 (令和 6 年度) (以下 web サイト参照)」に定める判断の基準を満たすものを使用すること。

【参考 URL】 横浜市のグリーン購入の取組

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

(成果品)

第 19 条 委託業務において提出する成果品は、次のとおりとする。ただし、製本部数等は目安とし、詳細は委託者と協議の上決定する。

- (1) 報告書 (製本) 5 部
- (2) 調査資料 1 式 (プレゼン資料含む)
- (3) 上記(1)、(2)の電子データ 1 式
- (4) その他委託者が指示するもの

(その他)

第 20 条 委託仕様書、特記仕様書、横浜市委託契約約款等のその他、条例等に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者において協議して定める。

(参考資料)

第 21 条 業務の遂行にあたっては、下記資料を参考とすること。

- (1) 横浜市地球温暖化対策実行計画ウェブサイト (区域施策編・市役所編)

【参考URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/>

- (2) 横浜市環境創造審議会ホームページ

【参考URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kankyo/kankyousouzoushinn.html>

- (3) 環境省「地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定支援サイト」

【参考 URL】 [https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)